

医政発0329第29号
平成23年 3月29日

社 団 法 人 日 本 看 護 協 会 長 殿

厚生労働省医政局長

看護職員確保対策事業等の実施について

看護職員確保対策事業等の実施については、平成22年3月24日医政発0324第21号本職通知の別紙「看護職員確保対策事業等実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）により行っているところであるが、今般、実施要綱の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成23年4月1日より適用することとしたので通知する。

医政発 0324 第 21 号
平成 22 年 3 月 24 日

社団法人日本看護協会長 殿

厚生労働省医政局長

看護職員確保対策事業等の実施について

医療の高度化・専門化の進展、在宅療養者の増加等により変化する国民の医療ニーズに対応して、引き続き良質で適切な保健・医療サービスを提供していくためには、資質の高い看護職員を確保していくことが不可欠である。また、経済連携協定に基づき外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受入が実施できるよう、今般、別添「看護職員確保対策事業等実施要綱」を定め、平成 22 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

看護職員確保対策事業等実施要綱
(抜粋)

8 中央ナースセンター事業

(1) 目 的

保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）の未就業者の就業促進など、看護職員の確保を図るため、都道府県ナースセンター事業の活動を支援・指導等都道府県ナースセンターを統括する事業を実施することにより、医療機関等の看護職員の不足解消及び在宅医療の推進に寄与することを目的とする。

(2) 実施主体

この事業の実施主体は、社団法人日本看護協会とする。

(3) 事業内容

中央ナースセンターは、次に掲げる業務を行うものとする。

ア 都道府県ナースセンターの業務に関する啓発活動を行うこと。

イ 都道府県ナースセンターの業務について、連絡調整を図り、及び指導その他の援助を行うこと。

ウ 都道府県ナースセンターの業務に関する情報及び資料を収集し、並びにこれを都道府県ナースセンターその他の関係者に対し提供すること。

エ 二以上の都道府県の区域における看護に関する啓発活動を行うこと。

オ 前各号に掲げるもののほか、都道府県ナースセンターの健全な発展及び看護師等の確保を図るために必要な業務を行うこと。

(4) 運営方法

中央ナースセンターの運営に当たっては、事業担当責任者を置き、都道府県ナースセンターと密接な連携を図ることにより円滑かつ効率的な運営に努めるものとする。